

個人情報ファイル簿

1 個人情報ファイルの名称	弔慰金等データファイル	
2 行政機関等の名称	知事	
3 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部厚生政策課	
4 個人情報ファイルの利用目的	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく弔慰金、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等に基づく各種特別給付金、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づく特別弔慰金及び引揚者給付金等支給法に基づく引揚者給付金及び遺族給付金（以下「弔慰金等」という。）の裁定及び財務省に対する国債発行請求業務に使用する。また、38の個人番号については、行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第1項別表第一の第40、48、50、及び53の項の事務に使用する場合に限る。	
5 記録項目	1戦没者等氏名、2戦没者等生年月日、3戦没者等死亡日、4除籍又は退職時本籍、5引揚年月日、6年金等区分、7請求者氏名、8請求者生年月日、9請求者住所、10請求者電話番号、11続柄、12請求者死亡年月日、13請求年月日、14受付年月日、15所管県、16審査結果、17裁定通知書記号番号、18裁定年月日、19給付種別、20国債種別、21国債記号、22裁定報告年月日、23券面種別、24交付取扱店、25償還金支払場所、26却下事由、27被相続人氏名、28被相続人生年月日、29被相続人住所、30被相続人電話番号、31被相続人死亡年月日、32被相続人区分、33代理人氏名、34代理人生年月日、35代理人住所、36代理人電話番号、37代理人区分、38個人番号、39メモ、40補正、41QA	
6 記録範囲	弔慰金等請求者、受給者	
7 記録情報の収集方法	本人からの弔慰金等請求書、都道府県からの弔慰金等に関するデータ入力、ファイル記録項目「38個人番号」については本人からの弔慰金等請求書等及び地方公共団体情報システム機構	
8 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9 記録情報の経常的提供先	厚生労働省、財務省、都道府県、市町村	
10 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	3欄に記載の担当課又は総務部総務課行政情報サービスセンター（石川県金沢市鞍月1丁目1番地（郵便番号920-8580））	
11 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
12 個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
15 行政機関等匿名加工情報の概要	-	

16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
19	備 考	特定個人情報ファイル